

消 防 予 第 3 4 6 号  
平成20年12月26日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第157号。以下「改正省令」という。）が、平成20年12月26日に公布されました。

今回の改正は、長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生を受けた平成19年6月の消防法施行令等の改正により、平成21年4月1日から火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等で、275㎡以上1,000㎡未満のものについて、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が新たに認められたところであり、この特定施設水道連結型スプリンクラー設備が、従来より低圧及び小水量で放水を行うものであることから、これに用いるスプリンクラーヘッド（以下「水道連結型ヘッド」という。）に求められる性能等の基準を新たに定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正内容

水道連結型ヘッドに関する性能等について、以下のように定めること。

- (1) ヘッドの呼びについて、従来より小口径のもの（呼び8）を追加すること。（改正省令による改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号。以下「閉鎖型省令」という。）第3条第2項関係）
- (2) 作動試験における放水圧力を、最低放水圧力（0.02メガパスカル又は放水量が毎分15リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値）とすること。（閉鎖型省令第11条第3項関係）
- (3) ヘッドの呼びが8のものに係る放水量試験における流量定数の許容範囲を、最低放水圧力において、30以上50未満の申請値の±5パーセントとすること。（閉鎖型省令第13条関係）

- (4) 水道連結型ヘッドの散水分布試験を次のとおりとすること。
- ア ヘッド4個の散水分布に係る試験において、最低放水圧力で放水した場合、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。(閉鎖型省令第14条第2項関係)
- イ ヘッド1個の散水分布に係る試験において、0.05メガパスカル又は放水量が毎分30リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値から1メガパスカルまでの範囲で放水した場合、
- (i) 床面にあつては、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。(閉鎖型省令第14条第3項)
- (ii) 壁面にあつては、各壁面の採水量が毎分0.8リットル以上で、四壁面の合計が毎分4リットル以上であること。(閉鎖型省令第14条第3項関係)
- (5) その他所要の整備をしたこと。

## 第二 施行期日等

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの改正省令は、公布の日（平成20年12月26日）から施行することとしたこと。(改正省令附則第1条関係)
- (2) この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなすこととされたこと。(改正省令附則第2条関係)

(連絡先)

消防庁予防課

担 当：加藤係長、荒川

T E L：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

○総務省令第百五十七号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

総務大臣 鳩山 邦夫

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 水道連結型ヘッド 小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。

第三条第二項の表十、十五の項中「十、十五」を「八、十、十五」に改める。

第十一条第三項中「放水圧力〇・一メガパスカル」の下に「（水道連結型ヘッドにあつては、最低放水圧力（〇・〇二メガパスカル又は放水量が毎分十五リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値。以下同じ。））」を加える。

第十三条中「放水圧力〇・一メガパスカル」の下に「（水道連結型ヘッドにあつては、最低放水圧

力)」を加え、同条の表を次のように改める。

PEビ	8	10	15	20
Kの許容範囲	30以上50未満の申請値 $(1 \pm \frac{5}{100})$	50 $(1 \pm \frac{5}{100})$	80 $(1 \pm \frac{5}{100})$	114 $(1 \pm \frac{5}{100})$

第十四条第一項第三号中「各ます」を「各採水ます」に改め、同条に次の二項を加える。

2 水道連結型ヘッドの散水分布は、最低放水圧力で放水した場合において、別図八に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定したとき、各採水ますの平均採水量が毎分〇・〇八リットル以上で、かつ、各採水ますの採水量が毎分〇・〇二リットル以上であること。

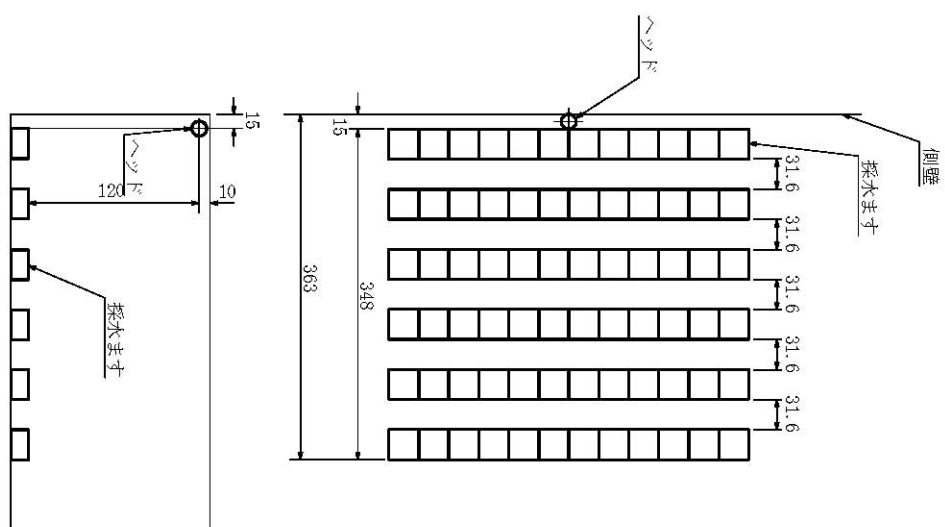
3 第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定は、水道連結型ヘッドの散水分布について準用する。この場合において、同項中「〇・一メガパスカル」とあるのは「〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値」と、同項第二号イ中「毎分〇・二リットル」とあるのは「毎分〇・〇八リットル」と、同号ロ中「毎分二・五リットル」とあるのは「毎分〇・八リットル以上で、かつ、四壁面の合計が四リットル」と読み替えるものとする。

第十五条第七号中「小区画型ヘッド」の下に「（水道連結型ヘッドを除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

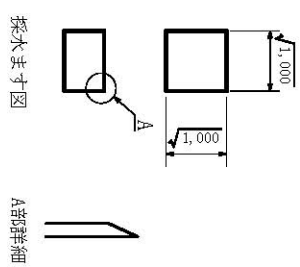
八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水

量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値  
別図六を次のように改める。

別図 6 側壁型ヘット散水分布試験装置 (第 14 条関係)

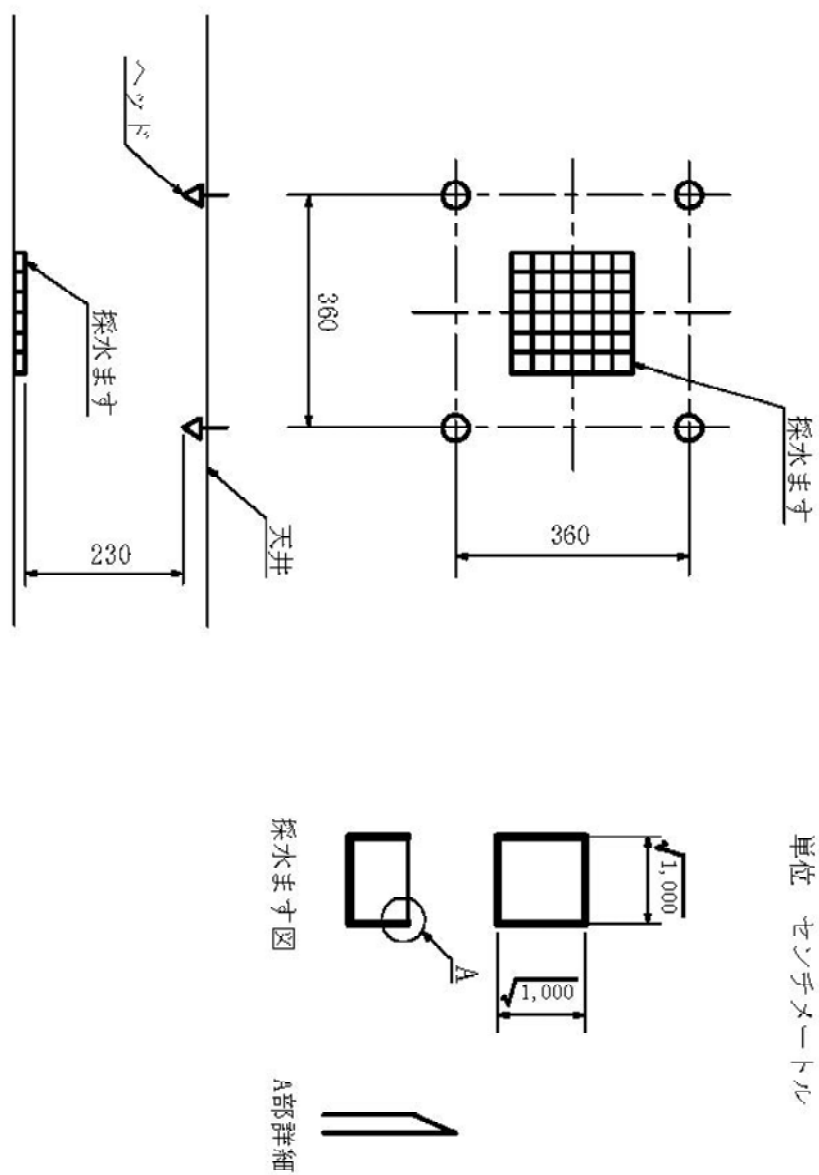


単位 センチメートル



別図七の次に次の一図を加える。

別図 8 水道連結型ヘッド散水分布試験装置 (第 14 条関係)



## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている閉鎖型スプリンクラーヘッドに係る型式承認は、改正後の閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。



閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

○閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和四十年自治省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 (略)</p> <p>一の三 水道連結型ヘッド 小区画型ヘッドのうち、配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備に使用されるヘッドをいう。</p> <p>二 十 (略)</p> <p>(構造)</p> <p>第三条 ヘッドの構造は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 ヘッドの取付ねじは、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B〇二〇三の管用テーパーおねじのうち次の表の左欄に掲げるヘッドの呼びの区分に応じ同表右欄に掲げる呼びのもの又はこれに相当する呼びの管用</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>一の二 (略)</p> <p>二 十 (略)</p> <p>(構造)</p> <p>第三条 ヘッドの構造は、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>2 ヘッドの取付ねじは、JIS（工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）B〇二〇三の管用テーパーおねじのうち次の表の左欄に掲げるヘッドの呼びの区分に応じ同表右欄に掲げる呼びのもの又はこれに相当する呼びの管用</p>

テーパーおねじでなければならない。

ヘッドの呼び	取付ねじの呼び
八、十、十五	$R_{2}^{1}$
	$R_{2}^{2}$
二十	$R_{2}^{1}$ 又は $R_{4}^{3}$

(作動試験)

第十一条 (略)

2 (略)

3 ヘッドは、その軸線を垂直にした状態から四十五度に傾斜した状態までの取付け範囲において、放水圧力○・一メガパスカル(水道連結型ヘッド)にあつては、最低放水圧力(○・○二メガパスカル又は放水量が毎分十五リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値。以下同じ。)で放水させても正常に作動するものでなければならない。

(放水量試験)

第十三条 ヘッドは、放水圧力○・一メガパスカル(水道連結型ヘッド)にあつては、最低放水圧力)における全放水量を測定した場合において、次の式のKの値が、次の表の呼びの区分に応じ、それぞれ当該許容範囲内にあるものでなければならない。

$$Q = K\sqrt{TOP}$$

Q 放水量(リットル毎分)

P 放水圧力(メガパスカル)

テーパーおねじでなければならない。

ヘッドの呼び	取付ねじの呼び
十、十五	$R_{2}^{1}$
	$R_{2}^{2}$
二十	$R_{2}^{1}$ 又は $R_{4}^{3}$

(作動試験)

第十一条 (略)

2 (略)

3 ヘッドは、その軸線を垂直にした状態から四十五度に傾斜した状態までの取付け範囲において、放水圧力○・一メガパスカル(水道連結型ヘッド)にあつては、最低放水圧力(○・○二メガパスカル又は放水量が毎分十五リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値。以下同じ。)で放水させても正常に作動するものでなければならない。

(放水量試験)

第十三条 ヘッドは、放水圧力○・一メガパスカル)における全放水量を測定した場合において、次の式のKの値が、次の表の呼びの区分に応じ、それぞれ当該許容範囲内にあるものでなければならない。

$$Q = K\sqrt{TOP}$$

Q 放水量(リットル毎分)

P 放水圧力(メガパスカル)

K 流量定数

呼び	8	10	15	
Kの許容範囲	30以上50未満の範囲(1±5/100)	50(1±5/100)	80(1±5/100)	

20

114(1±5/100)

(散水分布試験)

第十四条 ヘッドの散水分布は、〇・一メガパスカルから一メガパスカルまでの範囲の放水圧力で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 側壁型ヘッドは、別図六に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの前方については壁面に並行する各列の各採水ます、ヘッドの両側については壁面に直角に引いた線上の各列の各採水ますのそれぞれの採水量の平均値の分布曲線が別図七に示す散水分布曲線より上にあり、各採水ますの採水量の差が少なく、かつ、散水した水が壁面を濡らすものであること。

2 水道連結型ヘッドの散水分布は、最低放水圧力で放水した場合において、別図八に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を

K 流量定数

呼び	10	15	20
Kの許容範囲	50(1±5/100)	80(1±5/100)	114(1±5/100)

(散水分布試験)

第十四条 ヘッドの散水分布は、〇・一メガパスカルから一メガパスカルまでの範囲の放水圧力で放水した場合、次の各号に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 側壁型ヘッドは、別図六に示す散水分布試験装置を使用して各採水ますへの散水量を測定した場合において、ヘッドの前方については壁面に並行する各列の各採水ます、ヘッドの両側については壁面に直角に引いた線上の各列の各採水ますのそれぞれの採水量の平均値の分布曲線が別図七に示す散水分布曲線より上にあり、各採水ますの採水量の差が少なく、かつ、散水した水が壁面を濡らすものであること。

測定したとき、各採水ますの平均採水量が毎分〇・〇八リットル以上で、かつ、各採水ますの採水量が毎分〇・〇二リットル以上であること。

- 3| 第一項（第一号及び第三号を除く。）の規定は、水道連結型ヘッドの散水分布について準用する。この場合において、同項中「〇・一メガパスカル」とあるのは「〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値」と、同項第二号イ中「毎分〇・二リットル」とあるのは「毎分〇・〇八リットル」と、同号ロ中「毎分二・五リットル」とあるのは「毎分〇・八リットル以上で、かつ、四壁面の合計が四リットル」と読み替えるものとする。

（表示）

第十五条 ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

表（略）

- 四 取付け方向
- 五 一種のものにあつては、「①」又は「QR」
- 六 r二・六のものにあつては、「二・六」
- 七 小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

（表示）

第十五条 ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

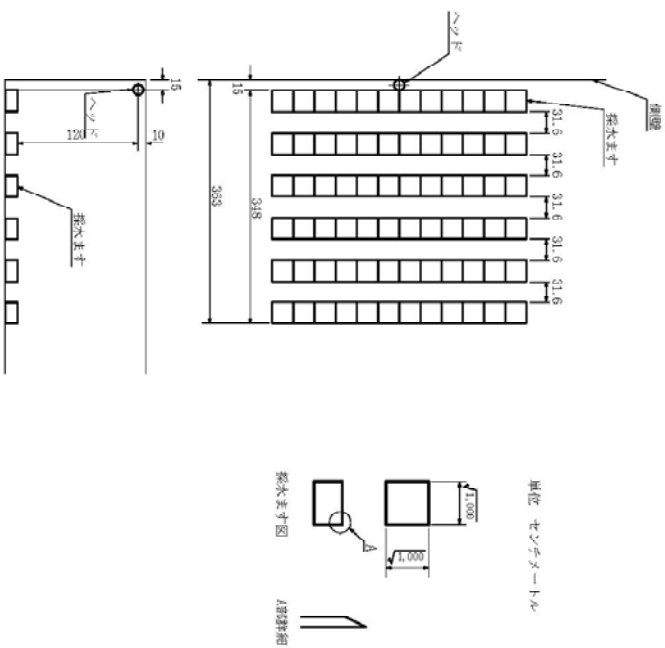
- 一 製造者名又は商標
- 二 製造年
- 三 標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

表（略）

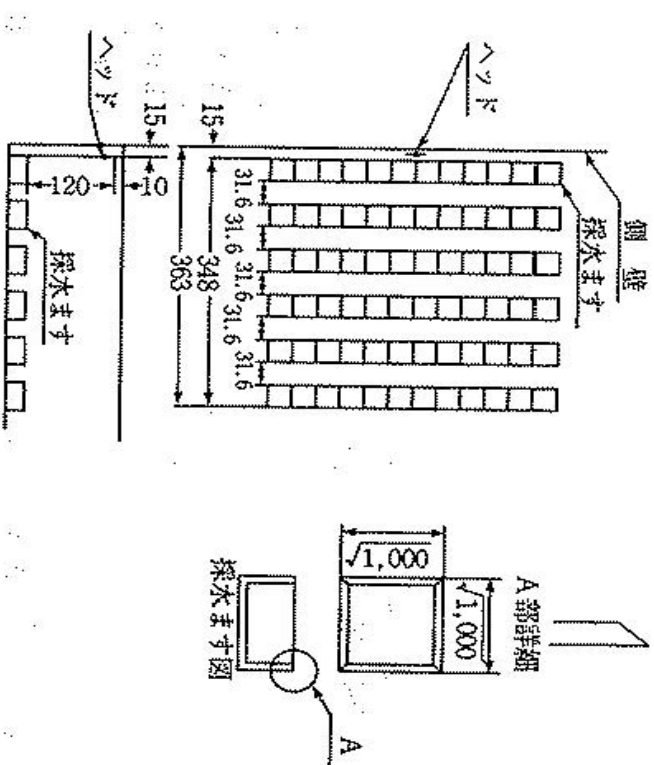
- 四 取付け方向
- 五 一種のものにあつては、「①」又は「R」
- 六 r二・六のものにあつては、「二・六」
- 七 小区画型ヘッド —————— のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八 水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び $\phi \cdot \phi$ 五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

別図6 側壁型ヘッド散水分布試験装置 (第14条関係)



別図6 側壁型ヘッド散水分布試験装置 (第14条関係)



別図8 水道連結型へット散水分布試験装置 (第14条関係)

